

2019年9月

お客様各位

株式会社福島銀行

消費税率引き上げに伴う投資信託に係る手数料の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当行では、2019年10月1日(火)より消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、投資信託に係る手数料について下記のとおり改定いたします。

今回の改定は引き上げ分2%を手数料に加算するものであり、消費税抜きの手数料に変更はございません。

記

1. 改定される手数料と適用時期

改定手数料	現行消費税8%適用	新消費税10%適用
購入時手数料	2019年9月30日(月)までの約定分	2019年10月1日(火)以降の約定分
信託報酬	2019年9月30日(月)まで	2019年10月1日(火)以降

(注)投資信託の各種手数料はファンド毎に異なります。各ファンドの目論見書及び目論見書補完書面をご確認ください。

2. 購入時手数料についてのご注意点

ファンド購入の約定日が2019年10月1日(火)以降となるお取り引きにつきましては、新消費税率10%が適用されます。また、定時定額(積み立て投信)取引につきましては、10月1日(火)以降の振替となるお取り引きから新消費税率が適用されます。

なお、現在当行ホームページ等に掲載しております各ファンドの購入時手数料は、9月30日(月)までに約定された場合の手数料であり、9月中に申し込まれた場合であっても、約定日が10月1日(火)以降となるお取り引きについては、新消費税率が適用されますのでご注意願います。

3. その他ご注意事項

2019年10月1日(火)以降、一部当行ウェブサイトや画面に現行(8%)の税込表示が残っていた場合につきましても、税抜価格に10%の消費税を加算した価格を適用しますので、何卒ご了承ください。

以上